

**令和2年度三田市新しい生活様式対応事業者応援助成金
実施要領**

1 事業概要**(1) 概要**

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策や新たな販路開拓など、ポストコロナを見据えた「新しい生活様式」等への対応を行う事業者を応援します。

(2) 補助対象者

三田市内に事業所（店舗）を置く中小法人及び個人事業主（政治団体、宗教法人を除く）

- (1) 本助成金の申請は1事業者につき1回限りです。(1事業者が市内2事業所以上を整備する場合は、まとめて申請を行う必要があります。)
- (2) 兵庫県等による他の感染防止対策事業において、同一経費で申請・受領を行っていないこと。
- (3) 中小企業、個人事業主については、下記のとおりです。

◆中小企業、個人事業主の範囲

下記の表の業種ごとに、資本金または従業員数のいずれかに該当することが必要です。
(中小企業基本法に定める中小企業者)

会社以外の法人（学校法人、NPO法人など）も同様とします。

- ◆従業員数については、「常時雇用する従業員」で算出することになりますので、所定の期間を超えて引き続き雇用されている正規社員のほか、パート、アルバイトの従業員も対象となります。ただし、会社役員、個人事業者本人及び同居の親族従業員、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者は含まれません。

業種	資本金	従業員数
製造業・情報通信業（一部はサービス業に該当）・建設業・運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(3) 助成額（助成額を超える事業を実施した場合に定額で支給）

- ・ 1事業所を整備した場合 5万円
※事業に要した費用の合計額（領収書等の合計額）が5万円に満たない場合は、助成金は支給できません。
- ・ 2事業所以上を整備した場合 10万円
※事業に要した費用の合計額（領収書等の合計額）が10万円に満たない場合は、助成金は支給できません。

(4) 補助対象経費

- ・ 本事業の対象となる中小法人や個人事業主が、新型コロナウイルス感染症対策の「兵庫県業種別ガイドライン」等に沿った感染防止対策や新たな販路開拓などポストコロナ社会を見据えた取組に係る経費のうち一定額以上のものに対して補助金を支給します。
- ・ 令和2年10月1日から令和3年3月31日の間に支払した以下の経費が対象となります。

【補助対象経費内容】

事業区分		補助対象経費
対面型サービス等	「密集」回避	<p>◆人と人との間隔をできるだけ空けるための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密集をさけるための店舗改修 ・カウンター配置の改修 ・座席レイアウト変更工事等
	「密閉」回避	<p>◆密閉空間を避けるための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備（換気扇、換気ダクト）設置 ・空気清浄機（殺菌・滅菌・除菌・不活性化等のいずれかの機能付き）の設置 ・窓（ドア）を開け、換気を行うために必要な「網戸」の設置等
	「密接」回避	<p>◆密接、接触を減らすための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店内や事務所内の飛沫感染を防止する透明板等の設置 ・席と席との間に間仕切りの設置 ・キャッシュレス対応機器導入 ・検温管理システムの導入 ・非接触型入退室システム導入 ・トイレ内等の人感センサー付き照明器具の導入 ・サーモグラフィカメラの導入 ・自動消毒液噴霧器（ノータッチディスペンサー）、足踏み式噴霧器の導入等
	販路拡大 業態転換	<p>◆販路拡大や業態転換等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品の開発費や陳列棚の購入 ・新たな販促用チラシ及びECサイト作成 ・非接触型のオンライン営業や業態転換（デリバリーへの転換等）に必要な機器購入等

【補助対象経費区分】

経費区分	内容
内装・設備工事費	<p>兵庫県業種別ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な内装・設備工事費</p> <p>◆注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事、取り付け、組み立て、設置、施工費等を含みます。 ・工事等の場合は図面等の工事内容がわかるものが必要です。 ・既存設備等を更新する必要がある場合は、機能向上が図られるものが対象になります。既存設備等の撤去・処分費用も助成対象となります。ただし、既存設備等の撤去・処分のみの経費は助成対象外となります。 <p>◆助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密集を避けるための店舗改装 ・カウンター配置の改修 ・座席レイアウト変更工事 ・換気設備（換気扇、換気ダクト）新設工事 ・窓（ドア）を開け、換気を行うために必要な「網戸」の設置工事 ・店内や事務所内の飛沫感染を防止する区切り板等の設置工事 ・席と席との間に間仕切りを設置する工事 ・トイレ内等の人感センサー付き照明器具の導入工事

<p>備品購入費</p>	<p>兵庫県業種別ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な備品の購入費（取付費・運送費も含む）</p> <p>◆注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンについては、申請時に換気機能があることがわかるカタログや説明書のコピーにマーカーをして申請してください。換気機能を有していない（冷暖房機能のみ）エアコンは対象になりません。 <p>◆助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気清浄機（殺菌・滅菌・除菌・不活性化等のいずれかの機能付き）の購入 ・エアコン（換気機能付き）の購入 ・店内や事務所内の飛沫感染を防止する区切り板の購入 ・席と席との間に間仕切りの購入 ・サーモグラフィカメラの購入 ・自動消毒液噴霧器（ノータッチディスペンサー）の購入 ・足踏み式噴霧器の購入
<p>システム導入費 （テレワーク環境整備 オンライン会議設備 導入含む）</p>	<p>兵庫県業種別ガイドライン等に基づいたテレワーク環境整備、オンライン会議設備導入等システム導入に必要な不可欠な経費であり、かつその用途のみに使用する場合に支給対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器購入費（パソコン、ディスプレイモニター、キーボード、マウス、プリンタ、スキャナー、ルーター、サーバ、導入型ソフト、無線LAN機器、WEB会議用機器（カメラ、スピーカー、ヘッドセット） ・ソフトウェアの購入費 ・ネットワーク構築作業費、ルーター等機器設置・設定作業費 ・システム導入に係る回線工事費等の初期費用（WiFiルーター取付費用等） <p>◆注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランニングコスト（月額利用料等）、リース、レンタルは助成対象外となります。 ・パソコンを申請する場合は、テレワーク環境整備やオンライン会議設備等のための必要経費（ソフトウェア等）と合わせて申請する場合のみ対象とします。 パソコンのみの購入は対象になりません。 <p>◆助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク環境整備 ・オンライン会議設備導入 ・オンライン名刺交換システム導入 ・検温管理システム導入 ・キャッシュレス対応機器導入 ・非接触型入退室システム導入
<p>販路開拓・ 業態転換費</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓や業態転換にかかる経費。</p> <p>◆助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン商談、面接のためのWebカメラ購入費 ・テイクアウト専用販売ブース設置工事 ・テイクアウトや宅配サービスをPRするチラシ印刷、広告掲載 ・自己車両の宅配用への改造費用 ・専用調理機器、陳列棚、保冷庫など業態転換に伴い必要となる備品 ・感染症対策に資する商品・サービスの開発経費（開発に必要なとなる設備・備品、広告宣伝費など）等

(5) 補助対象とならない経費

◆次に掲げる経費は補助対象外となります。

- ① 消毒・殺菌・抗菌などの役務（サービス）の提供を受ける費用
- ② サービス利用料やリース代等、継続してかかる費用
- ③ 設置・導入した備品等の総額が5万円以下の場合
- ④ 不動産や貸し施設の利用料、長期利用契約金
- ⑤ 収入印紙代、振込手数料、保険料、飲食費
- ⑥ 交付申請書等の市に提出する書類作成・送付に係る費用
- ⑦ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
※ガイドライン等に基づく感染予防に必要不可欠であり、かつその用途のみに使用する場合は対象となります。
- ⑧ 事業にかかる自社の人件費（ソフトウェア開発等）
- ⑨ 購入時に取得できるポイントカード等によるポイントにより支払ったポイント分
- ⑩ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ⑪ 自宅と事務所が兼用になっており、事務所としての使用が明確に区分できないもの
- ⑫ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社等）との取引に係る経費
- ⑬ 契約書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備な経費
- ⑭ 通常業務・取引と混合して支払いが行われており、判別が困難な経費
- ⑮ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- ⑯ 電子マネーや手形及び小切手で支払ったもの

(6) 予定件数

400件程度（予算を超えた時点で受付終了）

2 交付申請書について

(1) 申請期間

令和3年1月18日（月）～3月31日（水） ※3月31日必着のこと

(2) 申請書提出先

〒669-1595

三田市三輪2-1-1

三田市役所 産業政策課

(3) 提出方法

交付申請書に必要書類を添えて、郵送で提出してください。

※新型コロナウイルス感染防止のため、原則、郵送申請にご協力ください。

(4) 提出書類

- ① 三田市新しい生活様式対応事業者応援補助金交付申請書兼請求書 (必ず自署)
- ② 市内において事業実態が分かるもの
・登記事項証明書の写し、確定申告書の写し、開業届の写しなど
- ③ 本人確認ができるもの (個人事業主の方のみ)
・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し（住所、氏名、生年月日が分かる部分）
- ④ 補助事業内容が分かるもの
◆工事の場合 ※契約を行い実施した場合のみ提出
・契約書（注文書、注文請書の写し）⇒ 契約内容が分かること、押印があること。
・契約内容（工事図面や製品のパンフレットの写し）
・工事写真（完了後）※A4用紙に貼り付けて提出

- ◆備品等の購入の場合
 - ・購入した備品のパンフレットの写し（アクリル板、パーティション類等は除く）
 - ・購入した備品等の設置写真 ※A 4用紙に貼り付けて提出
- ⑤ 事業に係る経費のレシート、領収書の写し ※別紙シートまたはA 4用紙に貼り付けて提出
 - ・補助対象経費を支払ったことを証するレシート、領収書
 - ※レシート、領収書には必ず内容が確認できるものを添付してください。品名の記載が無いなど確認できないものは補助対象外となります。
 - ※提出された書類は、原則返却できませんので、予めご了承ください。
 - ・クレジットカードや振込の場合は、以下の書類が必要です。
- (注) クレジットカード払いの場合、事業期間内（令和2年 10月1日～令和3年3月31日）に支払（申請者の口座からの引き落とし）を終えていることが必要となります。申請の際は当該引き落としがされた口座の通帳コピーを提出ください。
 - ◆レシート・領収書
 - ◆カード利用明細書
 - ◆カードの利用金額または振込金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページのコピー（「電子通帳引き落とし明細」も可）
 - ※代表者以外の個人名義カードは不可。
 - ※法人の場合、法人代表者個人名義のカードは不可。
- ⑥ 兵庫県感染防止対策宣言ポスターの掲示及び兵庫県新型コロナ追跡システム登録の掲示の両方が確認できるもの（顧客等対面型の接客を伴う事業者のみ提出）
 - ※店内や事務所等に掲示している感染防止宣言ポスター、追跡システム登録の写真
 - ・A 4用紙に貼り付けて提出
- ⑦ 振込口座が確認できるもの
 - ※申請者名義の通帳の見開きのページなどの写し
 - ・法人で申請される場合は法人名義の口座であることが必要です。法人代表者個人名義の口座は受付できません。
 - ・口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が分かるもの
 - ・ゆうちょ銀行の場合、他の金融機関からの振込用の店名（店番）、口座番号が分かるもの

(5) 審査方法

提出された交付申請書については、必要書類の有無のほか、制度趣旨に合った申請内容等を審査したうえで交付決定の可否を決定します。

(6) 補助金額の確定

交付申請書の審査等により、補助事業の内容が適正に行われたと認められたときには、額を確定し、決定通知書により通知します。